



組合消防マスコットマーク
"りゅうじんくん"

広域消防 おおず

第
114
号

2021.12

構成市町
大洲市
内子町



自然災害現場や救助現場等での活用を目的に、ドローンを大洲消防署本署に配備しました。大洲消防署管内だけではなく、内子消防署管内にも出動します。表紙の風景写真は、このドローンで撮影したものです。

大洲地区広域消防事務組合ホームページから申請・届出の様式をダウンロードできます。

<http://ozu119.jp/>

シリーズ わが町の消防団！ No.56



地域の方々と共に

内子町消防団小田方面隊参川分団

分団長 福本 豊

参川分団は、肱川の支流小田川の上流地域を管轄しています。上川、中川、本川地区を3部で構成し、小田深山や名だたる古木が各地区に鎮座する自然豊かな中、団員58名が家庭に職場にもまれながら、消防責務に励んでいます。

平常時は、月に数回の積載車の保守と機械器具点検に力を入れています。また、本番さながらの訓練の他に、各地区で行われている自主防災訓練などの行事に積極的に参加して、幅広く消防団活動をしています。

害が増加し、火災は激減しています。これは、参川地区の方々一人ひとりの、防火意識の高さを強く感じるところです。我々団員は、今以上に経験や知識を深めて、地域の方々と共に様々な災害から郷土を守る覚悟でいます。今年は長引くコロナの関係で、大勢が一堂に集まる機会が残念ながらありません。しかし、良き時が来れば、名だたる古木の下で酒などを酌み交わし、語り合うのも良いかと思えます。

火災とまぎらわしい行為の届出

廃棄物を野焼き（野外焼却）することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。したが、次の行為は例外となります。

国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
震災、風水害、火災その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却

農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却（廃ビニール、廃プラスチック等は禁止）
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの（ドラム缶等の使用は禁止）

このような焼却をする場合や煙殺虫剤の使用等により、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれがある行為は、その内容を消防署が把握するために届出が必要です。届出書が電話で、最寄りの消防署や支署へ届出をしてください。

火災とまぎらわしい行為によって火災になったときには、消防署へ連絡してください。

焼却の注意事項

- 燃えやすい物の近くでは焼却をしない。
- 風の強いときは焼却をしない。風向きに注意する。
- 一度に多量の焼却をせずに、少しずつ燃やす。
- 水バケツなどの消火用具を準備する。火が消えるまで、その場を離れない。

令和3年度 新規採用職員紹介



消防士 石川 楓雅 (松山市)



消防士 坂井 洋斗 (高知県土佐清水市)



消防士 池田 拓未 (内子町内子)



消防士 矢野 恭平 (大洲市東大洲)



消防士 中野 好清 (内子町五十崎)



消防士 矢野 泰成 (大洲市阿蔵)



消防士 尾崎 雄大 (大洲市東大洲)

本年度採用の消防職員を紹介します。23歳から18歳までの新規採用職員7名は、愛媛県消防学校で初任教育研修を約半年間務めました。10月1日付けで、大洲消防署本署と内子消防署本署に配属されました。今後は消防事務、特に火災、救急、救助現場で活躍中です。どうぞ、よろしくお願ひします。なお、氏名下の（ ）は、出身です。

緊急消防援助隊訓練！本番さながら

当組合では、緊急消防援助隊の土砂災害現場を想定した救助訓練を、6月16日に大洲市柚木の如法寺河川敷で行いました。

救助隊員精鋭17名が参加した訓練は、訓練ではなく土砂災害救助現場そのものといった雰囲気でした。時折り激しく降る雨の中での訓練になりましたが、救助隊長として指揮を執った大洲消防署本署の救助係長東和彦消防司令補の感想は、「緊急消防援助隊として、本番さながらの訓練が出来ました。隊員にとっても良い経験になったと思います。」

土砂災害救助現場では、土砂や瓦礫に埋没している要救助者を、圧迫による呼吸苦から少しでも早く開放するため、顔面と胸部の近くから土砂を掘削することから始めます。体に近い部分は隊員の手で慎重に掘削を進め、その周囲はバケツやスコップ等を使用し、素早くそして繊細に要救助者を救出します。

この作業は見た目以上にハードな作業なのですが、隊員は降りしきる雨の中、土砂にまみれながら一生懸命に要救助者を救出し、訓練をやり遂げました。

そもそも、緊急消防援助隊ができたのは、市町村単独での消防力では対応が困難な大規模災害に

備えるためです。

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、日本全国の消防機関相互で援助が行える体制が作られました。平成7年6月に創設され、平成16年に法制化されました。

当組合では消防部隊と救急部隊を各2隊、救助部隊1隊の合計5隊を緊急消防援助隊として登録しています。

今までは、平成23年の東日本大震災と平成26年の広島市土砂災害に救助部隊が、また平成28年の熊本地震には救急部隊がそれぞれ出動して、日本の各地で活躍しました。近年、気象変動の影響による集中豪雨が頻繁に発生するようになりまし。また大規模地震の発生も危惧される中、大規模な土砂災害を引き起こす誘因の多発化と激甚化が懸念されています。

当組合では、土砂災害等に大いに活躍が期待される災害用ドローンを購入し、運用しています。ハード面の整備を進めるとともに、私たち救助隊員はいついかなる時でも、最大の力を発揮できるように、本番さながらの訓練を重ねていきます。」とのことです。

日本のどこかに、当組合の緊急消防援助隊が出勤するときには、日ごろの訓練を活かして、一人でも多くの命を助けてほしいと思います。

頑張れ、東和彦隊長！
頼むぞ、緊急消防援助隊！



潜水救助訓練

大洲消防署長浜支署

大洲消防署長浜支署では、消防職員の潜水救助技術の向上を目的として、長浜港で潜水救助訓練（素潜り）を行いました。水難事故が多くなる夏季に備えて、6月と7月の6日間長浜支署の全職員12名が、海中への進入要領、潜水要領及び要救助者の搬送要領等を行いました。

福栴宏昭長浜支署長は、「この訓練は、非番職員を中心に毎年行っています。当支署職員の潜水救助技術が、毎年上達していることを実感しています。当支署の管轄には、当組合の中で唯一海岸線がありますが、海岸に限らず河川での水難事故の対応についても、この訓練が生かせるものと思います。」

とのことですが、最後に、長浜町漁業協同組合様と大洲市役所長浜支所様から訓練場所として長浜港を提供して頂き、ありがとうございました。



(4) 級別職員数の状況 (R3.4.1)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数(人) | 構成比 | |
|----|-----------------|--------|--------|----------|
| 1級 | 主事 | 40 | 38.1% | |
| 2級 | 主事 | 7 | 6.6% | |
| 3級 | 係長、主査 | 28 | 26.7% | |
| 4級 | 専門員 | 9(1) | 8.5% | (100.0%) |
| 5級 | 課長補佐、副主幹 | 8 | 7.6% | |
| 6級 | 次長、署長、課長、副署長、主幹 | 12 | 11.4% | |
| 7級 | 消防長 | 1 | 1.0% | |
| 合計 | | 105(1) | 100.0% | (100.0%) |

※()内は、再任用短時間勤務職員について外書き、会計年度任用職員については除く

(5) 職員手当の状況

| 区分 | 内容 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 |
|--------------|---|----------|----------------------------|
| 扶養手当 | 配偶者6,500円、扶養親族 6,500円(子の場合10,000円)、配偶者のない職員の扶養親族1人目6,500円(子の場合10,000円)。一定の年齢の扶養親族1人につき5,000円を加算。 | 同 | — |
| 住居手当 | 16,000円を超える家賃を支払っている借家居住者支給上限額28,000円 | 同 | — |
| 通勤手当 | 通勤距離片道2km以上 交通機関利用…普通運賃相当額 交通用具利用 2km以上 …… 2,000円 5km以上 …… 4,200円 10km以上 …… 7,100円 15km以上 …… 10,000円 20km以上 …… 12,900円 25km以上 …… 15,800円 ～ 31,600円 | 同 | — |
| 期末手当 勤勉手当 | 支給割合(2年度) 期末手当 2.55(1.45)月分 勤勉手当 1.90(0.90)月分 役職加算 5～15% 1人当たりの平均支給額(2年度) 1,301千円 | 異 | 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25% |

※()内は、再任用職員に係る支給割合である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

| 勤務種別 | 1日の勤務 | 休憩時間 | 休休日 |
|------|----------------|-------|----------|
| 毎日勤務 | 8時30分～17時15分 | 60分 | 土・日曜日 |
| 隔日勤務 | 8時30分～翌日の8時30分 | 60分2回 | 4週を通じて8日 |

人事行政の運営等の状況

大洲地区広域消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第15号)に基づき、令和2年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況 (R2.4.2～R3.4.1) (人)

| R3.4.1現在 現員数 | 消防吏員 | 再任用 | 会計年度 任用職員 |
|-----------------|------|------|--------------|
| 105(2) | 8 | 1(1) | (1) |

※()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書き

(2) 職員の退職状況 (R2.4.2～R3.4.1) (人)

| 定年退職 | 勸奨退職 | その他 | 計 |
|------|------|------|-------|
| 4 | 0 | 6(3) | 10(3) |

※()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書き

(3) 年齢別職員構成の状況 (R3.4.1) (人)

| 区分 | 18～20 歳 | 21～25 歳 | 26～30 歳 | 31～35 歳 | 36～40 歳 | 計 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|---|
| 職員数 | 9 | 24 | 11 | 5 | 10 | |
| 区分 | 41～45 歳 | 46～50 歳 | 51～55 歳 | 56～59 歳 | 60歳 以上 | 計 |
| 職員数 | 15 | 11 | 11 | 8 | 1(1) | |

※()内は、再任用短時間勤務職員について外書き、会計年度任用職員については除く

(4) 階級別勤続年数の状況 (R3.4.1) (人)

| 階級 | 5年 未満 | 5～14 年 | 15～24 年 | 25～34 年 | 35年 以上 | 計 |
|-------|----------|-----------|------------|------------|-----------|--------|
| 消防監 | | | | | 1 | 1 |
| 消防司令長 | | | | | 5 | 5 |
| 消防司令 | | | | 1 | 8 | 9 |
| 消防司令補 | | | 16 | 13 | 2 | 31 |
| 消防士長 | | 8 | 4 | 1 | (1) | 13(1) |
| 消防副士長 | | 11 | | | 1 | 12 |
| 消防士 | 26 | 8 | | | | 34 |
| 計 | 26 | 27 | 20 | 15 | 17(1) | 105(1) |

※()内は、再任用短時間勤務職員について外書き、会計年度任用職員については除く

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

| 区分 | 歳出額 A (千円) | 実質収支 (千円) | 人件費 B (千円) | 人件費率 B/A | 令和元年度 の人件費率 |
|-----------|---------------|--------------|---------------|-------------|----------------|
| 令和 2年度 | 959,212 | 33,854 | 778,559 | 81.2% | 62.4% |

※ 人件費には、特別職及び会計年度任用職員に支給される報酬等を除く

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(R3.4.1)

| 区分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|----|----------|----------|-------|
| 組合 | 270,233円 | 337,984円 | 36.6歳 |
| 国 | 325,827円 | 407,153円 | 43.0歳 |

※ 組合の額及び年齢については再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く

(3) 職員の初任給の状況 (R3.4.1)

| 区分 | 組合 | 国 |
|-----|----------|----------|
| 大学卒 | 171,700円 | 182,200円 |
| 高校卒 | 150,600円 | 150,600円 |

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

| 区分 | 研修内容 | 研修期間(日) | 受講者(人) |
|--------|------------------|---------|--------|
| 消防学校 | 初任教育 | 115 | 8 |
| | 専科教育(救急科) | 36 | 5 |
| 救急救命研修 | 救急救命士養成課程 | | 1 |
| | 救急救命士気管挿管病院実習 | 30症例 | 1 |
| 自主研修 | 人権同和教育研修 | — | 102 |
| | 安全運転技能研修 | — | 47 |
| | 公務員倫理・コンプライアンス研修 | — | 103 |

(2) 勤務成績の評定の状況

昇任試験を定期的実施しており、試験の結果と併せて、職員の勤務実績や能力を評価し、昇任、昇格、人事異動に反映させている。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の受診状況 (人)

| | |
|-------------|-----|
| 一般定期健康診断受診者 | 137 |
| 人間ドック受診者 | 47 |
| HBs抗体検査受診者 | 11 |

(2) 公務災害・通勤災害の認定状況

| 区分 | 認定件数 | 災害の概要 |
|------|------|-------------|
| 公務災害 | 1件 | 公務中の訓練による負傷 |
| 通勤災害 | 0件 | — |

(3) 福利厚生制度に係る負担

| 区分 | 負担額 |
|--------------|------------|
| 愛媛県市町村職員共済組合 | 121,405 千円 |
| 愛媛県市町村職員互助会 | 694 千円 |

(2) 主な特別休暇など

| 種類 | 休暇の概要、取得の要件など | |
|------|---------------|--|
| 有給休暇 | 年次有給休暇 | 1年につき20日(前年の繰越日数の上限20日のため、最高40日) |
| | 病気休暇 | 負傷または疾病のため、医師の診断により治療する必要がある場合 |
| | 特別休暇 | 主な休暇 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、夏季休暇、短期介護休暇など |
| 無給休暇 | 介護休暇 | 負傷、疾病または老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合 |

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数

| 処分事由 | 処分の種類 | | | |
|------------------------------|---------------------|----|----|----|
| | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 |
| 勤務実績が良くない場合 | 地公法第28条第1項第1号 | | | |
| 心身の故障の場合 | 地公法第28条第1項第2号第2項第1号 | | | |
| 必要な適格性を欠く場合 | 地公法第28条第1項第3号 | | | |
| 職制・定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合 | 地公法第28条第1項第4号 | | | |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 地公法第28条第2項第2号 | | | |

(2) 懲戒処分者数

| 処分事由 | 処分の種類 | | | |
|--------------------------|---------------|----|----|----|
| | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 |
| 法令に違反した場合 | 地公法第29条第1項第1号 | | | |
| 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合 | 地公法第29条第1項第2号 | | | |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 地公法第29条第1項第3号 | | | |

5 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の遵守に関する取組みの状況

通達の発出や各種研修を実施し、職員のサービス規律の遵守に務めている。

(2) 休暇の取得状況

| 区分 | 職員数(人) | 特別休暇(日) | 病気休暇(日) | 年次有給休暇(日) | 年次有給休暇の平均取得日数(日) |
|-------|--------|---------|---------|-----------|------------------|
| 毎日勤務者 | 14 | 47 | 40 | 97 | 6.9 |
| 隔日勤務者 | 92 | 306 | 222 | 783 | 8.5 |
| 合計 | 106 | 353 | 262 | 880 | 8.3 |

※ 会計年度任用職員については除く

小学生作成 力作 防火ポスター

優秀賞

平小学校6年
玉井晴大



あなたが戻るのを



優秀賞

菅田小学校6年
久保絢夏



最優秀賞

内子小学校6年
藤田由奈

大洲市と内子町の小学生を対象に防火ポスターを募集したところ、16校の小学校から応募がありました。両市町の有識者による入選作品選考審査の結果、最優秀賞1点、優秀賞5点、佳作25点が決まりました。最優秀賞と優秀賞は左に掲載したとおりです。また、佳作以上の作品は、当組合のホームページに掲載していただきますのでご覧ください。小学生の皆さん、応募していただきありがとうございます。皆さんが作られた防火ポスターのように、これからも火災予防の意識を育んでください。



優秀賞

喜多小学校4年
岩本彩愛



優秀賞

大瀬小学校5年
大程愛華



優秀賞

大洲小学校5年
中岡秀太



11月12日

大洲消防署本署の山川桃花消防士が、伊予市で開催された愛媛県消防職員意見発表会に参加し、優秀な成績でした。



10月24日

大規模な災害に備えて大洲市・内子町・八幡浜市・伊方町の消防団が、合同で訓練を行いました。隣り同士での協力体制ができました。



8月25日 26日

消防本部予防課は、甲種防火管理新規講習を行いました。63名の受講者は、防火管理者の資格を得ました。

カメラレポート



| 救急病院案内 (0893) 24-7000 | | |
|-----------------------|----------------------------|---------------|
| 曜日 | 病院名 | 電話番号 |
| 月・火 | 市立大洲病院 | (0893)24-2151 |
| 水 | 昼間 加戸病院 (08:30~17:30) | (0893)44-5500 |
| | 夜間 喜多医師会病院 (17:30~08:30) | (0893)25-0535 |
| 木 | 昼間 大洲記念病院 (08:30~17:30) | (0893)25-2022 |
| | 夜間 市立八幡浜総合病院 (17:30~08:30) | (0894)22-3211 |
| 金・土 | 大洲中央病院 | (0893)24-4551 |
| 日 | 昼間 大洲中央病院 (08:30~18:00) | (0893)24-4551 |
| | 夜間 市立八幡浜総合病院 (17:30~08:30) | (0894)22-3211 |

※ 当直病院の交替(水・木・日曜日の昼間と夜間の交替以外)は、担当曜日最後の翌朝8時30分です。病院受診の際には、当直病院へお問合せください。

| 大洲喜多休日夜間急患センター | |
|----------------|--|
| 診療科目 | 「内科」初期救急 |
| 診療時間 | 平日・土曜 午後7時~午後10時 日曜・祝日 午前9時~午後6時 日曜(夜間) 午後7時~午後10時 ※ 詳しくは、大洲市ホームページをご覧ください。 |
| 電話番号 | (0893) 23-1156 |

令和3年12月発行 発行・編集 大洲地区広域消防事務組合
〒795-0012 愛媛県大洲市大洲1034-4

| | | | | |
|-----|---------|-------|-------|--------------|
| 代表 | 24-0119 | 大洲消防署 | 本署 | 24-0119 |
| 総務課 | 24-2666 | 同上 | 長浜支署 | 52-0119 |
| 予防課 | 24-2667 | 同上 | 川上支署 | 34-2851 |
| 警防課 | 24-2668 | 内子消防署 | 本署 | 43-0119 |
| | | 同上 | 小田出張所 | 0892-52-3292 |

ホームページ <http://ozu119.jp/>